①令和２年（わ）第３１６号、②令和２年（わ）第３５３号

麻薬及び向精神薬取締法違反幇助、同法違反被告事件

被告人　青井硝子[redacted]

２０２０年６月８日

公訴事実に対する認否

京都地方裁判所　第３刑事部合議係　御中

被告人　青井硝子[redacted]

第１　①事件について

１　公訴事実のうち、私がインターネットサイト「薬草協会」を運営していたことは認めます。

２　[redacted]さんが、ＤＭＴを含有するアカシア・コンフサ根樹皮等に熱湯を加え、攪拌し、ろ過する等して、水溶液約６００ミリリットルを作出したことについては、直接見ていないので知りません。

　ただし、上記の方法で作出された水溶液が、「麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液」であるという点は争います。アカシア茶は麻薬ではありません。

３　[redacted]さんが、上記の方法で作出された水溶液を飲用したことについては知りません。

　ただし、飲用した水溶液が、「麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液」であるという点は争います。

４　[redacted]さんが上記水溶液を作出し、飲用するに先立ち、薬草協会を通じてアカシア・コンフサ根樹皮の購入申込みをした[redacted]さんに対し、同月４日頃、ＤＭＴを含有するアカシア・コンフサ根樹皮にクエン酸及び砂

糖等を混ぜた「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」と称するものを、「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」から水溶液を作出する方法等を記載した「図解！うまくいく清澄方法」等記載の書面と併せて[redacted]さん宅に発送し、これらを[redacted]さんに受領させ、水溶液の作出及び飲用を容易ならしめたことは認めます。

５　ただし、「図解！うまくいく清澄方法」等記載の書面に「麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液を製造する方法等」が記載されているという点、[redacted]さんが作出及び飲用した水溶液が「麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液」であるという点、私が麻薬の製造及び施用の犯行を幇助したという点は、いずれも争います。

第２　②事件について

１　私が令和２年３月３日、自宅において、水溶液約８５８．７７４グラムを所持した点は認めます。

２　ただし、水溶液が麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液であることは争います。

第３　全体について

１　私は、世の薬物濫用者は何か生きづらく、救われたい、しかし原因も方法も分からない、模索するうちに端緒にはたどり着いた、という人たちだと捉えています。

　そこで私は、無害で、しっかり酔えて、違法でもないアヤワスカ茶を探して紹介し、以て、薬物濫用者が手を出してしまいがちな危険ドラッグを撲滅する運動を始めました。

２　薬物濫用者に対してはハームリダクションとして、これから始める人に対してはフールプルーフとして位置づけられます。

3　また、アヤワスカ茶を用いた自然宗教における技術の蒐集、蓄積、実践、伝播を現在まで継続しています。

それは、変性意識を能動的に操作し、精霊とコンタクトを取り、世界のあり方を再認識し、そして精神の疾患や種々の生きづらさを癒すといった技術です。

4　私はこうした技術によって救われました。救いを求めて救われた者は、次に他者を救いたいと思うようになります。そうして救われた他者は、さらに別の他者を救うようになります。

これは仏教が説く菩提薩埵（ぼだいさった）の慈悲と同じであり、その心の実践がこの四年間で花開き、各地で実を結んでいます。

5　これは、生きづらさに迷える人たちに正しい修行の道を説き、そうして生まれた慈悲の心を連鎖させるという運動です。

これが罪に問われるはずはありません。

以上